

令和5年度男女共同参画社会啓発講座

心も体も健康に！

笑いあふれる暮らしづくり

人生100年時代。笑いの力で生活を豊かにし、ジェンダーにとらわれない、だれもが活躍できる社会を推進しましょう。



講師：株式会社笑い総研
代表取締役 大久保 信克さん

大久保 信克(おおくぼ のぶかつ)さん プロフィール

元衆議院議員秘書、ストレスマネジメントの専門家。18歳の時に

「世の中をよくする鍵は笑いだ」と直感し、笑いの研究をはじめ。東日本大震災の避難者の方々向けに「笑いヨガ」を提供する中で、笑いが悲しみを癒し、人生に喜びや感動を与えることを実感。近年は、ストレスマネジメントの集大成として意味のない言葉を口に出す

「ジブリッシュ」の第一人者としても注目を集めている。2016年2月、TEDx登壇「一瞬で雑念を消し去る方法」。2020年12月、第11回「全国・講師オーディション」では最優秀グランプリを受賞。現在は、対人関係の能力向上を目的とした講演や研修など、企業・自治体からのオファーが絶えない。

日時▶▶令和5年 10月 3日(火)
午後2時～3時30分(受付は午後1時30分から)

参加費**無料**
先着30名

場所▶▶八幡人権・交流センター 会議室
定員▶▶30名【先着順：事前申込が必要です】

申込方法▶▶八幡人権・交流センター窓口、電話(981-3127)、FAX(983-4545)、ホームページの申込フォームのいずれかでお申し込みください。

*保育(1歳～就学前児)、手話通訳、要約筆記をご希望の方は9月19日(火)までに事前にお申し込みください

改正DV防止法成立 精神的暴力でも 「保護命令」出せるように



DV＝ドメスティック・バイオレンス対策を強化するため、身体的な暴力だけでなく、ことばや態度による精神的な暴力でも裁判所が被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出せるようにする改正DV防止法が、衆議院本会議で可決・成立しました。

今のDV防止法では、暴力によって生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に限って、裁判所が加害者に対し、被害者に近づくことなどを禁止する「保護命令」を出せることになっています。

改正法では、これに加え、生命や身体、それに自由や名誉、財産に対する脅迫により精神的に重大な危害を受けるおそれ大きい場合でも、裁判所が「保護命令」を出せるようにします。

また「保護命令」の期間を今の「6か月」から「1年」に延長するとともに、命令に違反した場合の罰則を「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」から「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」に引き上げます。



さらに「保護命令」の1つとして、被害者の子どもへの電話を禁じることを新たに加えます。

改正法は先月、参議院を通過し、12日の衆議院本会議で採決が行われた結果、全会一致で可決・成立しました。

改正法は、一部を除いて来年4月に施行されます。

2023年5月12日 NHK NEWS WEBより引用

モラハラ行為とは

モラハラとは「モラル・ハラスメント」の略で、相手に精神的な苦痛を与える行動をいいます。モラハラは職場や仲間うちなどのコミュニティでも起こりますが、近年注目されているのは夫婦間で起こるモラハラです。

モラハラはDV（ドメスティック・バイオレンス）とは違って、目に見えません。モラハラは外から見えにくく、当事者には「モラハラを行っている」「モラハラを受けている」という意識がない場合も多く、第三者にもわかりにくい性質を持っています。モラハラをする夫は相手を蹴ったり殴ったりする訳ではなく、しつこく相手の嫌がる言動を繰り返し、完全無視や、逆に突然怒り出すなどの態度によって、巧妙に心を傷つけ、支配するのです。モラハラを受ける妻は、夫が怒ったり無視したりするのは「自分のせい」だと考えます。そして、自分さえ我慢すれば丸く収まると考え、反論せずに嵐が過ぎ去るのを待ちます。モラハラをする夫は「夫婦関係は良好だった」と思い込んでいますので、妻の真意が分かりません（プライドが高いので、分かろうともしません）夫にとって、従順だったはずの妻の別居は「飼い犬に手を噛まれた」ような感覚であり、表面的には謝りながら、「嫌なことがあるならどうして今まで言わなかったんだ！」と逆に妻を責めたり、酷い場合は「今まで甘やかすすぎた」と考え、「制裁」と称する暴力を振るったりします。



経済的DVチェックリスト

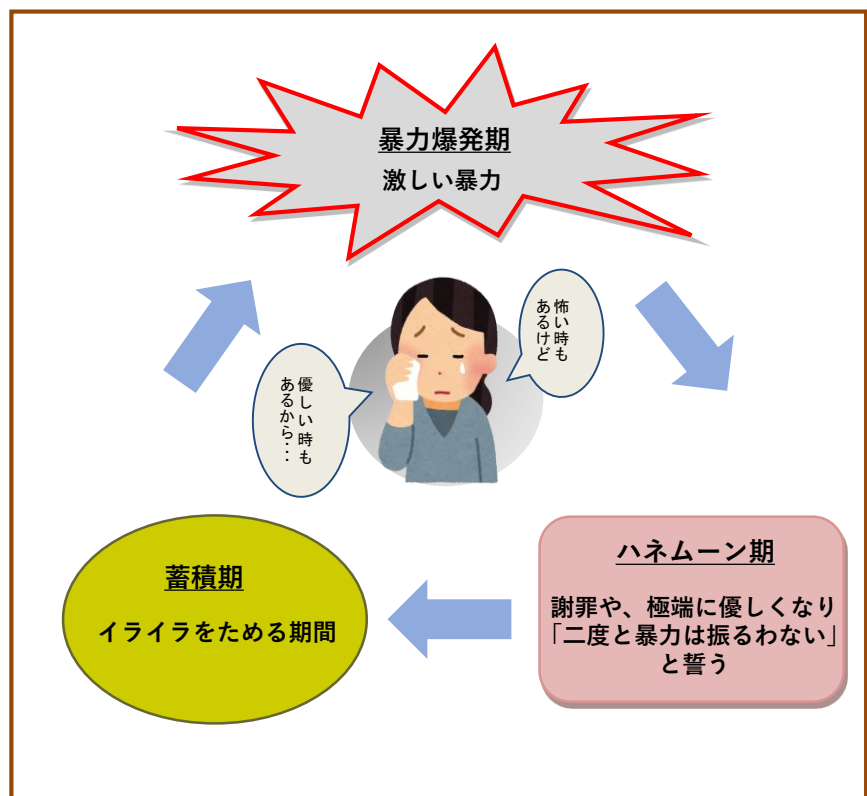
経済的DVを受けているのではないかと思われる方は、次の「経済的DVをする夫の特徴チェックリスト」を確認してみてください。

- 過度の節約を強要する
- 妻が働くことを嫌がる
- 感情の起伏が激しい
- 収入を隠そうとする
- お金に関する暴言を吐く
- 極度に嫉妬し妻を束縛する
- 妻のお金の使い道を厳しく管理しようとする
- 妻が実家や友人などと交流を持つことを妨げる
- 生活費を渡そうとしないもしくは全くくれない
- 「誰のおかげで生活出来てるんだ」など妻に高圧的な態度を取る
- 自分が稼いだお金は自由に使えることが当たり前だと考えている
- 「おまえはアホ！何もできないダメなやつ」などと妻の人格を否定する



経済的DV夫の意識改革はできるのか

夫の経済的DVが、わざとあなたを苦しめているとすれば、夫の意識は変わらないと言えるかもしれません。なぜなら、あなたを苦しめることで、夫はある一定の優越感を感じていると考えられるからです。また、お金に対する執着は長年かけて培われたものであり、簡単に改善するものではないのです。経済的DVをする夫の大部分は、かなりのやきもち焼きで、経済的だけでなく、精神的にも束縛してきます。そういった精神を急に改善できるかという中々難しいものがあります。一番の問題は、経済的DVの被害者から「あなたはおかしい」と言われても反発するだけだということです。信頼のできる第三者や場合によっては弁護士に間に入ってもらう必要があるかもしれません。



終わりのない**暴力**のサイクルに
なってませんか？

女性相談窓口

女性相談窓口では、女性にかかわる様々な悩みをお受けしています。
一般相談と専門相談があります。気軽にお問い合わせください。

一般相談

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

午前10時～正午

午後1時～午後5時（最終受付は午後4時まで）

面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回・50分）

☆女性からの様々なご相談に応じます。

☆予約は必要ありません。



専門相談

毎月第2・4の木曜日（祝日の場合は変更）

午後1時30分～4時30分

面接相談と電話相談があります。

（いずれの相談も、1人1日1回・50分）

（注）初めての方：初回は、面接相談になります。

☆フェミニスト・カウンセラーが相談に応じます。

☆事前に予約が必要です。（1日3名まで）



いずれの相談につきましても、ご相談者の意見を尊重し、
お名前やご住所などを必ずお聞きするということはございません。
相談内容は秘密を厳守いたします。安心してご相談ください。

※面接相談は個室でお伺いします。

場 所：八幡人権・交流センター
（八幡市八幡軸63番地）
Tel 075-983-1784（相談専用電話）

